



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

# 農地の貸し借り お任せください

公的な「農地中間管理機構」を活用し  
地域の農地を守りましょう！

千葉県農地中間管理機構  
(公益社団法人千葉県園芸協会)

- ①農地を貸したい方
  - ②農地を借りたい方
- 是非御相談ください！

我々機構が農地貸借の仲介をいたします。

経営規模を  
拡大するぞ！

農地をもっ  
と増やした  
い！

耕作者

誰か借りて  
くれないだ  
ろうか？

農地を相続したが  
耕作できない…

年をとり、後継者  
もいないので  
リタイアしたい…

施設園芸に特化  
するので田を  
やめたい…

貸していた農地を  
返されたが頼む  
あてがない…

地権者

千葉県農地中間管理機構 (公益社団法人千葉県園芸協会)

〒260-0855 千葉県中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階  
TEL : 043-223-3011 / FAX : 043-224-1444

千葉県農林水産部 農地・農村振興課

TEL : 043-223-2848 / FAX : 043-225-2479

# 農地を貸したいQ&A

## ～もっといろいろ教えて～

- Q 1. どのような農地でも借りてもらえるのですか？
- A. 農業振興地域内に限ります。また、
- ・農地として利用できる状態であること
  - ・抵当権などの権利関係に問題がなく、貸借の契約を結べる状態であること
  - ・機構から貸付の可能性があると見込まれることが原則です。
- Q 2. 賃料はいくらになるのか。また、いつどのように支払われるのか？
- A. 地域の平均的賃料を基本として、農地の状態等から判断して地権者と耕作者の意向を聞き機構が調整し決定します。賃料は、毎年10月末までに耕作者から機構へ、11月末までに機構から地権者へ、口座振込等により支払います。
- Q 3. 貸す相手の希望は出せないのか？
- A. 可能です。但し、農地中間管理事業では耕作者が一番効率的に作業できる形で農地の貸付先を検討します。その後、地権者に照会、話し合いをしながら、貸付先を決定していきます。
- Q 4. 農地を機構に貸したいが、貸付期間は何年でもいいのですか？また貸した農地は返ってくるのか？
- A. 機構への貸付期間は原則10年としています。期間満了後、地権者に農地が確実に戻ります。
- Q 5. 農地が耕作者から貸付期間途中で返された場合どうなりますか？
- A. 2年間機構が管理し新たな耕作者を探します。どうしても見つからない場合、農地は地権者へお返しします。
- Q 6. 土地改良区の賦課金については誰が負担するのか？
- A. 土地改良区の賦課金については、地権者と耕作者の希望を機構が調整してどちらが負担するかを決定します。

### 相談窓口一覧

#### 【機構】

千葉県農地中間管理機構 公益社団法人千葉県園芸協会 TEL : 043-223-3011  
長生地域担当 携帯 : 070-1443-1061

#### 【農業事務所】

長生農業事務所 企画振興課 TEL: 0475-22-1751

#### 【市町村】

茂原市	農政課	TEL: 0475-20-1526
一宮町	事業課	TEL: 0475-42-1428
睦沢町	地域振興課	TEL: 0475-44-2505
長生村	産業課	TEL: 0475-32-2114
白子町	産業課	TEL: 0475-33-2115
長柄町	事業課	TEL: 0475-35-4447
長南町	農地保全課	TEL: 0475-46-3396